二　畜産局の所掌事務に係る国際関係事務の総括に関すること。
三　畜産に関する研修に関すること。
3　畜産総合推進室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち畜産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
5　国際専門官は、畜産局の所掌事務に係る国際関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
（畜産経営安定対策室及び畜産専門官）
第四十条　企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官五人を置く。
（削る）
2・3　（略）

（畜産総合推進室及び畜産経営安定対策室並びに畜産専門官）
第四十条　畜産企画課に、畜産総合推進室及び畜産経営安定対策室並びに畜産専門官五人を置く。
2　畜産総合推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　畜産に関する政策の企画及び立案に関すること（畜産経営安定対策室の所掌に属するものを除く。）。
二　畜産に関する生産方式の改善及び研修に関すること（畜産経営安定対策室の所掌に属するものを除く。）。
三　畜産業専用物品（畜産製品の製造に係るもの、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（畜産経営安定対策室の所掌に属するものを除く。）。
四　畜産業に関する金融及び税制に関すること。
3　畜産総合推進室に、室長を置く。
4・5　（略）

4　畜産専門官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官及び監視官）
第四十一条　（略）
2～5　（略）
6　畜産専門官は、命を受けて、畜産振興課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7・8　（略）
9　技術専門官は、命を受けて、畜産局の所掌事務に係る畜産技術関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10　（略）
第四十二条　（略）
（畜産専門官及び乳製品調整官）
第四十三条　（略）
2　畜産専門官は、命を受けて、牛乳乳製品課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3　（略）
（食肉需給対策室及び畜産専門官）
第四十四条　（略）
2・3　（略）
4　畜産専門官は、命を受けて、食肉鶏卵課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第四十五条　（略）

6　畜産専門官は、命を受けて、畜産企画課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官及び監視官）
第四十一条　（略）
2～5　（略）
6　畜産専門官は、命を受けて、畜産振興課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7・8　（略）
9　技術専門官は、命を受けて、生産局の所掌事務に係る畜産技術関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10　（略）
第四十二条　（略）
（畜産専門官及び乳製品調整官）
第四十三条　（略）
2　畜産専門官は、命を受けて、牛乳乳製品課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3　（略）
（食肉需給対策室及び畜産専門官）
第四十四条　（略）
2・3　（略）
4　畜産専門官は、命を受けて、食肉鶏卵課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第四十五条　（略）